

～Smile Kids Office～『にっこりっこ』通信



令和7年度 12.1月号

発行 こども家庭課・子育て支援課

こども誰でも通園制度 がはじめました！

● こども誰でも通園とは？

全ての子どもの育ちを応援し、全ての子育て世帯に対して支援を強化するために始まる制度です。保護者の就労条件を問わず、保育園や認定こども園などの施設を利用できます。

● どんなこが使えるの？

むつ市に住所があり、保育園や認定こども園に入園していない子どもが、0歳6か月から満3歳未満（3歳の誕生日の前々日）までの間に利用できます。

● どのくらい使えるの？

子ども1人あたり、1回2.5時間で、月4回（月10時間まで）利用できます。

● 利用料は？

子ども1人あたり、1回750円で利用できます（1時間300円）。

※生活保護を受けている方や、市民税が非課税の方は減免を受けられる場合があります。

※利用施設によっては、給食・おやつ代等の実費負担があります。



● どうやって使うの？

①むつ市に利用登録を行います。

②国が運営する「こども誰でも通園制度総合支援システム」に子どもの情報を登録します。

③「こども誰でも通園制度総合支援システム」で利用したい施設を検索し、面談の予約をします。

④面談を行い、実際の利用について施設と話をします。



⑤利用が確定したら、予約日に施設へ行き利用します。

※月毎に施設を変更することは可能ですが、初めて利用する施設の場合は③～④の面談が必要です。



● 実施施設

* 幼保連携型認定こども園並木保育園 * 幼保連携型認定こども園星美幼稚園

* 幼保連携型認定こども園よしのこども園

* 認定こども園こばと幼稚園 * 認定こども園こすもす幼稚園 * 認定こども園大畠中央保育園

* 認定こども園希望の友保育園 * 白百合保育園 * 小川町第二白百合保育園

【問い合わせ先】

むつ市こども家庭課保育担当

TEL：0175-22-1111（内線2522～2525）



詳細はこちら



にっこりっこ相談員紹介

児童家庭相談員

子どもとのかかわり方や、子育てについての悩み・心配ごと、子どもの虐待についての相談等、18歳までの子どもに関するさまざまな相談に応じています。

女性相談支援員

夫婦関係や親子関係・暴力、ひとり親家庭への貸付に関することなど、日々の暮らしの中の悩みについての相談に応じています。

こどもの権利相談員

こどもの権利を守るための相談員です。家族のこと、友達のこと、学校のこと、インターネットやオンラインゲーム、SNSなどの悩み・心配ごとについての相談に応じています。